

サイトブロッキングについて

－著作権侵害等を理由とするサイトブロッキング
とその問題点－

平成30年11月28日
ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 飯村 敏明

1 サイトブロッキングの仕組み

ブロッキングの実施主体（法的義務の主体）は、ISP（サービスプロバイダー）

- ① ISPにおいて、ユーザーの同意なくすべてのユーザーのアクセス先を確認
 - ② ISPにおいて、アクセスサイトは有害サイトであると認定・判断
 - ③ ISPにおいて、ユーザーからサイトへのアクセスを許容することは、悪影響があると判断し、当該サイトへの包括的アクセス拒否（遮断）
当該ISPにおいて、第三者からの同サイトへのアクセスも、制限する結果になる。
- ★①ないし③の各行為すべてについて、憲法上の論点整理・検討が不可欠

2 悪影響ありとする具体的内容（権利・利益侵害）は何か？

- ★ 想定される侵害対象（被侵害利益）についての検討は？
 - ◆著作権侵害 ◆名誉権・人格権侵害 ◆プライバシー侵害 ◆児童への悪影響
- ★ 誰がどの程度の被害を受けるかの判断は？ 当然ながら不可能・困難
競業他社なのか、被写体なのか、社会全体なのか、営業上の不利益なのか

3 回避手段としてのブロッキング手法の妥当性

ブロッキング主体（ISP）は、本来的な加害者ではなく、サイト情報を知る立場にない。「ユーザ情報」、「サイト情報」、どのような権利・利益侵害を生じさせるか、自ら判断できない。

ブロッキング手法が妥当か、判断できない。

4 通信の秘密との関係

以下では、**憲法論**を中心に考察

——ブロッキング手法（同手法を許容する立法も含めて）は、憲法で保障された「通信の秘密」等に反するか？

憲法で保障された「通信の秘密条項」には、例外がないとするのが通説

例外を認める見解であっても、その要件は極めて厳格

他方、サイトブロッキングが許容されるか否かの近時の議論は、比較的緩やか

——憲法の解釈全体に対する影響を考慮する必要

5 ISPのサイトブロッキングが許容される見解についての検討

サイトブロッキングについて「緊急避難」（刑法37条）の要件を充足する場合は許容されるとする見解・・・その要件

① **危難の現在性**・・・ウェブ上にアップされている現状を確認できるはず

② **法益の権衡**・・・著作権侵害サイト

著作権者の許諾を得ていないはず

著作権者への影響は重大なはず

しかし著作権者の中には了解（許諾）している場合もある

児童ポルノサイト

児童の成長への重大な影響

③ **行為の補充性**・・・サイトの閉鎖・削除等と対比すれば影響は軽微との論理
ブロッキング以外ではユーザーの視聴を阻止不可能なはず

6 同判断手法に対する留意点

I S Pの行うブロッキングが、憲法21条2項の「検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」における「検閲」該当性等が、**本来の検討対象**

憲法の議論であるにもかかわらず、I S Pの行うブロッキングが「緊急避難」に該当する場合は許容されるとの論理により結論を導く不自然さ

緊急避難の要件は、具体的な事案において、**不起訴判断の事情の一つ**として考慮されるツール。判断過程は公表されず、緊急避難の要件充足性に対する分析・判断の客観性が担保されない場合が多い。

緊急避難の判断基準は、刑事事件においても、成熟していない。

7 同判断手法に対する留意点

- ◆ 緊急避難論は、憲法適合性の議論に対し、緊急避難の要件（危難の現在性・行為の補充性）により合憲を導く。
- ◆ 緊急避難論は、ISPの行うブロッキングが通信の秘密を保護した憲法に違反するか否かという論点に対し、**憲法本来の議論を尽くすことの妨げになる。**
- ◆ 「危難の現在性」「行為の補充性等」の要件により憲法適合性を導く論理に対しては、他の憲法条項に拡張されることの懸念がある。
- ◆ 憲法の議論として、多角的・総合的に検討すべき。

8 通信の秘密保護の憲法上の位置づけ

通信の秘密の保護の構造（表現の自由との関係）

「通信秘密の保護」は、「表現の自由の保護」と同じ21条に規定されている。

憲法21条1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定

憲法21条2項は、1項を受けて「検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定

9 「表現の自由」と「通信の秘密」との 相互関係

「表現の自由」は、外部コミュニケーション（公表）の自由
検討対象は具体的。比較考量の要素は、客観化が可能

「通信の秘密」は、内部コミュニケーション（非公表）を含む自由
「通信の秘密の保障」の対象及び内容は、広範、強力、絶対的
表現以外の行為、表現者以外の者に対しても、自由が保障される。
憲法・・・「表現（外部コミュニケーション）の自由」は、情報
を伝達する場における絶対的な保障（内部コミュニケーション
の自由）が保護されてはじめて、実質的な保障がされるとの理念。

10 通信の秘密の内容

「通信の秘密」条項は、以下の内容を含む。

- ① 通信の内容が、知られることの禁止
- ② 通信業務者が、通信に関する情報を漏洩することの禁止
- ③ 通信事業者が、公正な通信業務の実施・継続するインフラの確保
- ④ 通信事業者が、通信情報の内容・性質により通信拒絶することの禁止

11 ISPに対し、サイトブロッキングを義務づける立法について

サイトブロックを許容すべきかの議論（立法論を含む。）については、憲法における通信の秘密保護の現代的意義、他の類型への波及効果・影響等を含む、多面的かつ慎重な分析・検討が求められる。